

承継認可申請書と添付書類一覧【令和7年4月1日以降申請用】

※紙による申請の場合、「申請書類」と「申請書類別冊」に分けて提出してください。(注1)  
 ※特段の記載がない限り、承継先(譲受人, 合併存続法人等, 分割承継法人, 相続人)の書類を提出してください。

様式番号	書類の名称	要提出書類					備考	
		譲渡業		合併	分割	相続		
		譲受人が法人	譲受人が個人					
	【記号の見方】 ○:必要 △:譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が許可を受けた建設業者である場合、省略可能 ◇:譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から記載事項に変更がない場合は省略可能 ☆:譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から、常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、営業所所在地に変更がない場合、省略可能 空欄:提出不要							
	書類の名称							
申請書類(公開)	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書 (※控えを希望する場合は当該様式を1部追加提出)	○	○				
	第22号の7	合併認可申請書(※控えを希望する場合は当該様式を1部追加提出)			○			
	第22号の8	分割認可申請書(※控えを希望する場合は当該様式を1部追加提出)				○		
	第22号の10	相続認可申請書(※控えを希望する場合は当該様式を1部追加提出)					○	
	別紙1	役員等の一覧表【法人のみ】	○		○	○		
	別紙2	営業所一覧表(相続の場合は別紙1)	○	○	○	○		
	別紙3	営業所技術者等一覧表(相続の場合は別紙2)	○	○	○	○		
	第2号	工事経歴書	△	△	△	△	△	
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	△	△	△	△	
	第4号	使用人数	○	○	○	○	○	
	第6号	誓約書	◇	◇	◇	◇	◇	
	第7号の3	健康保険等の加入状況	◇	◇	◇	◇	◇	※第22号の6、第22号の11を提出した場合は後日提出
	第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表(注3)	○	○	○	○	○	
	—	定款	◇		◇	◇		
	第15号	貸借対照表	△		△	△		(注2)
	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	△		△	△		(注2)
	第17号	株主資本等変動計算書	△		△	△		(注2)
	第17号の2	注記表	△		△	△		(注2)
	第17号の3	附属明細表(注4)	△		△	△		(注2)
	第18号	貸借対照表		△			△	
第19号	損益計算書		△			△		
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	(注2)	
第20号の2	所属建設業者団体	◇	◇	◇	◇	◇	(注2)	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	○		
申請書類別冊(非公開)	—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注5)	◇	◇	◇	◇	◇	
	—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注5)	◇	◇	◇	◇	◇	
	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◇	◇	◇	◇	◇	規則第7条第1項第1号ロに該当する場合、第7号の2及び別紙1、2が必要。その場合様式第7号及び別紙は不要
	別紙	常勤役員等の略歴書	◇	◇	◇	◇	◇	
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◇	◇	◇	◇	◇	
	別紙1	常勤役員等の略歴書	◇	◇	◇	◇	◇	
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◇	◇	◇	◇	◇	
	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	◇	◇	◇	◇	◇	
	—	技術検定合格証明書等の資格証明書【電子申請かつデータ連携できる場合は省略可】	◇	◇	◇	◇	◇	
	第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	◇	◇	◇	◇	◇	
	第10号	指導監督的実務経験証明書	◇	◇	◇	◇	◇	
	—	監理技術者資格者証【電子申請かつデータ連携できる場合は省略可】(注6)	◇	◇	◇	◇	◇	
	第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(注7)	◇	◇	◇	◇	◇	
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注3)	◇	◇	◇	◇	◇	
	第14号	株主(出資者)調書【法人のみ】	◇	◇	◇	◇	◇	
第22号の6	誓約書	◇	◇	◇	◇	◇	第7号の3を提出した場合は不要	
第22号の11	誓約書					◇		
—	履歴事項全部証明書【電子申請かつデータ連携できる場合は省略可】(注8)	◇	◇	◇	◇	◇	(注2)	
—	事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)【電子申請かつデータ連携できる場合は省略可】(注9)	△	△	△	△	△	(注2)	
—	預金残高証明書又は融資証明書等(注10)	◇	◇	◇	◇	◇		
確認書類 ※別紙「確認資料一覧表」を参照(注15)	健康保険等の加入を確認できる書類【適用除外の場合は除く】	◇	◇	◇	◇	◇	第7号の3を提出した場合のみ提出	
	工事経歴書の実績を確認する資料【実績がある業種のみ】	△	△	△	△	△		
	営業所技術者等の実務経験を証する資料【実務経験が要件である場合のみ】(注11)	◇	◇	◇	◇	◇		
	営業所技術者等の常勤性を確認する資料	☆	☆	☆	☆	☆		
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)に準ずる地位等を確認する資料(注12)	◇	◇	◇	◇	◇		
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する資料	◇	◇	◇	◇	◇		
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の常勤性を確認する資料	☆	☆	☆	☆	☆			
主たる・従たる営業所の実態を確認する資料	☆	☆	☆	☆	☆			

様式番号	書類の名称	事業譲渡				備考	
		法人	個人	合併	分割		
申請書類別冊 (非公開) ※1部(コピー可)	—	承継に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は承継に関する意思の決定を証する書類(注13)	○	○	○	○	承継先又は承継元が法人の場合のみ
	—	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し(注13)	○	○			
	—	合併契約書の写し及び合併比率説明書(注13)			○		
	—	合併の方法及び条件が記載された書類			○		
	—	分割契約書(新設分割の場合は分割計画書)の写し及び分割比率説明書(注13)				○	
	—	分割の方法及び条件が記載された書類				○	
	—	申請者と被相続人との続柄を証する書類					○
	—	被相続人の営んでいた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書					○
県独自様式 ※2部提出	事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表(注14)	◇	◇	◇	◇	◇	
—	委任状【代理申請の場合】	○	○	○	○	○	

※上記の様式の他、建設業者としての地位を承継した者は、認可申請時に以下の書類を提出できなかった場合、所定の期限内に以下の書類を提出する必要があります。

- (1) 譲受人、合併存続法人又は分割承継法人  
(様式第22号の6(誓約書)を提出した者のみ(新設分割により設立された法人を除く))

様式番号	書類の名称	提出期限
第7号の3	健康保険等の加入状況	承継の日から2週間以内
—	健康保険等の加入を確認できる書類(注15)	
—	営業所技術者等及び常勤役員等の常勤性を確認する資料	

- (2) 合併により新設された法人及び新設分割により設立された分割承継法人  
(様式第7号の3は様式第22号の6(誓約書)を提出した者のみ)

様式番号	書類の名称	提出期限
第7号の3	健康保険等の加入状況	承継の日から2週間以内
—	健康保険等の加入を確認できる書類(注15)	
—	履歴事項全部証明書(注8)	
第20号	営業の沿革	承継の日から30日以内
第20号の2	所属建設業者団体	

- (3) 相続人(様式第22条の11(誓約書)を提出した者のみ)

様式番号	書類の名称	提出期限
第7号の3	健康保険等の加入状況	認可を受けた日から2週間以内
—	健康保険等の加入を確認できる書類(注15)	

(注1) …申請者控の提出については、建設業許可申請等の手引きP3を参照してください。

なお、「申請書類」は新潟県庁土木部監理課において閲覧に供されます。

「申請書類別冊」は1部(正)のみを提出してください。

(注2) …合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人の場合は不要

(注3) …建設業法施行令3条に規定する使用人とは、支配人、支店又は営業所の代表者を指します。  
該当者がいない場合は提出は不要です。

(注4) 資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成対象です。

(注5) …役員、事業主、建設業法施行令3条に規定する使用人について、それぞれ提出が必要です。

株主、顧問、相談役は提出不要です。なお**申請日から3カ月以内のものを提出してください。**

※「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は地方法務局等で交付を受けられます。

※「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書」は、被証明者の本籍地の市町村で交付を受けられます。

※上記書類の発行が受けられない場合、医師の診断書に代えることが可能な場合がありますので、その際は事前にお問い合わせください。

(注6) …監理技術者資格者証をもって営業所技術者等としての要件を満たすことを証明する場合は、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書及び技術検定合格証明書等の資格証明書は不要です。

(注7) …該当者がいない場合は提出は不要です。  
様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、提出は不要です。

(注8) …個人については、該当がない場合は提出不要です。

(注9) …申請時点で発行できる最新の納税証明書を提出してください。  
新設法人等で決算期末到来の場合は、添付を省略することができます。

(注10) …**申請日から証明日現在が2週間以内のものを提出してください。**  
貸借対照表で自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は省略できます。

(注11) …営業所専任技術者が実務経験によって資格要件を満たす場合に提出が必要です。

(注12) …経営業務の管理責任者に準ずる地位に該当(建設業法施行規則第7条第1号イ(2)又は(3))する者として申請する場合は、地位又は補佐経験を確認するため、所定の確認書類を提出してください。

(注13) …正当な手続きを行い、当事者間で合意がなされていることが確認できるものであれば、記載内容は問いません。  
ただし、申請書記載事項(年月日、価格、理由等)については、最低限確認できる必要があります。

(注14) …当県知事にかかる認可申請時には、この様式の添付が必要となりますので、申請書と一緒に綴り込まず提出してください。

(注15) …確認書類について、承継日までは承継元に在籍している等の理由により認可申請時に提出できない場合は、承継後に提出を求めます。